

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第80号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成29年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第3条第5項</u>の規定により条例で定める委員の定数は、15人とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）<u>第2条第5項</u>の規定により条例で定める委員の定数は、15人とする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。